

保 監 第 2 1 5 号
平成 2 1 年 5 月 1 4 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局
高齢者・障がい者施策推進部 介護保険課長
総務部 監査指導課長
(在宅サービス指導係)

居宅介護支援業務における運営基準減算の考え方について(通知)

日頃から本市の保健福祉行政につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、少なくとも1月に1回モニタリングを行えなかった場合は、特段の事情がない限り減算をすること(老企第36号第3の6(3)①)となっておりますが、福岡県と協議のうえ、「特段の事情」について、その考え方を一部変更しましたので通知します。

なお、この取扱いは、平成21年5月1日から適用いただきますようお願いいたします。

記

1 変更前

特に必要と認められる理由により、ショートステイ(短期入所生活介護, 短期入所療養介護及び自費利用等を含む)の利用が1月間継続しているため, 利用者の居宅を訪問し, 利用者に面接することが出来ない場合は「特段の事情」にあらず, 減算を行うこと。

2 変更後

特に必要と認められる理由により, ショートステイ(短期入所生活介護, 短期入所療養介護及び自費利用等を含む)の利用が1月間継続しているため, 利用者の居宅を訪問し, 利用者に面接することが出来ない場合に, 以下の全ての要件を満たしている場合は「特段の事情」にあたり, 減算を行わなくてもよい。

- (1) ショートステイ先で利用者と面接して状況を確認すること。
- (2) 利用者の居宅の状況や今後の状況の見込み等を, 電話や訪問等により家族等から確認すること。
- (3) 特に必要と認められる理由については, 支援経過に記載すること。
- (4) 上記(1)(2)によるモニタリング結果をモニタリング用紙等に記載すること。

* なお, この取り扱いについては, 福岡市の考え方ですので, 他保険者の利用者については, 当該保険者にご確認ください。

<関係法令>

- 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
第3の6（3）
 - ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し，利用者に面接していない場合には，特段の事情のない限り，その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には，特段の事情のない限り，その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）
第13条第20項
利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き，短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

福岡市保健福祉局総務部

監査指導課在宅サービス指導係

担当 古賀・関根

TEL 092-711-4257

FAX 092-726-3328

E-mail kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp